

# 令和4年度第1回 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会

## 次 第

日時 令和4年6月16日(木)  
午後1時30分から  
会場 彩の国すこやかプラザ  
2階 研修室(全体)

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 議長選出

### 5 説 明

令和4年度ヤングケアラー支援に関する県の取組について

### 6 協 議

- (1) ヤングケアラー支援における課題及び今後の協議事項について
- (2) 市町村域におけるヤングケアラー支援にかかる手引き(仮称)の作成について
- (3) その他
  - ・ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修(仮称)の実施について

### 7 第2回開催日程

令和4年8月2日(火) 午後1時30分～  
彩の国すこやかプラザ 2階セミナーホール

〔 第3回 令和4年10月 6日(木) 午後1時30分～  
第4回 令和5年 2月17日(金) 午後1時30分～ 〕

### 8 閉 会

## 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 委員名簿

No.	分野	所属	役職	氏名	備考	
1	学識経験者	立教大学コミュニティ福祉学部	助教	田中 悠美子		
2	経済団体	埼玉経済同友会	専務理事 事務局長	大石 克紀		
3	子供の居場所づくり 等実践団体	彩の国子ども・若者支援ネットワーク	代表	土屋 匠宇三		
4		埼玉県子ども食堂ネットワーク	代表	東海林 尚文		
5		埼玉フードパントリーネットワーク	代表	草場 澄江		
6	民生委員・児童委員	埼玉県民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員部会)	理事 (部会長)	清水 秀文		
7	医療関係機関	さいたま赤十字病院	相談福祉課長 (精神保健福祉士)	椎名 是文		
8 9	市町村	入間市 こども支援課	課長 副主幹(保健師)	木下 義幸 亀田 由紀子		
10 11 12 13		富士見市 子ども未来応援センター " 福祉政策課 " 高齢者福祉課 " 障がい福祉課	主査 主任 副課長 主査	猪野塚 容子 及川 正邦 長谷部 薫 三浦 崇	欠 欠	
14 15		鳩山町 長寿福祉課	副主幹 副主幹	齋藤 芸路 新井 允		
16		教育関係機関	鴻巣市教育委員会 学校支援課	指導主事	矢野 貴	
17 18			富士見市教育委員会 教育相談室	室長 スクールソーシャルワーカー	関崎 純也 小関 隆弘	
19	社協	川越市社会福祉協議会	地域福祉課長	柴 明孝		
20 21		鳩山町社会福祉協議会	次長兼事業係長 主任	佐藤誠一郎 水代匡紀		
22	埼玉県	埼玉県教育局人権教育課	副課長	有賀 弘一		
23		埼玉県福祉部地域包括ケア課	課長	宮下 哲治		

# 第1回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会（令和4年6月16日） 座席表

		立教大学	埼玉経済同友会	埼玉県民生委員・児童委員協議会
		田中 悠美子	大石 克紀	清水 秀文
彩の国子ども・若者支援ネットワーク	土屋 匠宇三			さいたま赤十字病院 椎名 是文
埼玉県子ども食堂ネットワーク	東海林 尚文			入間市こども支援課 木下 義幸
埼玉フードパントリーネットワーク	草場 澄江			入間市こども支援課 亀田 由紀子
鳩山町長寿福祉課	齋藤 芸路			富士見市子ども未来応援センター 猪野塚 容子
鳩山町長寿福祉課	新井 允			富士見市福祉政策課 及川 正邦
鳩山町社会福祉協議会	佐藤 誠一郎			富士見市教育委員会教育相談室 関崎 純也
鳩山町社会福祉協議会	水代 匡紀			富士見市教育委員会 小関 隆弘
川越市社会福祉協議会	柴 明孝			鴻巣市教育委員会学校支援課 矢野 貴
埼玉県教育局人権教育課	有賀 弘一			
埼玉県福祉部地域包括ケア課	宮下 哲治			

	事務局	
--	-----	--

埼玉県福祉部	埼玉県
地域包括ケア課	社会福祉協議会

--	--	--

	傍聴席	
--	-----	--

## 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 ヤングケアラーの支援について検討するため、埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について具体的な検討を行う。

- 1 ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制整備について
- 2 ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくりについて
- 3 その他、ヤングケアラー支援について必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、委員の互選とする。
- 3 委員は、ヤングケアラーに関しての学識経験者、市町村のほか、福祉、教育、民間団体等から埼玉県福祉部地域包括ケア課長が選任する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 協議会は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# ヤングケアラーの現状と課題

## 資料 1

### ヤングケアラーとは

※埼玉県ケアラー支援条例（全国初。令和2年3月31日公布。施行）での定義

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする**親族、友人その他の身近な人**に対して、**無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、18歳未満の者。**

- 例えば、
- ・病気や障害のある親に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている。
  - ・病気や障害のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
  - ・目が離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。等



家事

きょうだいの世話

看病

介助

### ヤングケアラーの実態

**手伝いの域を超え、心身のバランスを崩す恐れがある**

高校2年生 **約25人に1人（4.1%）** ※埼玉県調査から

- ・ケア内容：家事（食事の用意・後片づけ、洗濯、掃除など） 58%  
感情面のケア（そばにいる、話をきく、見守るなど） 41%
- ・ケアの頻度：毎日 35.3% 週2～3日 22.4%
- ・1日のケアの時間（平日）：1時間未満 40.4% 6時間以上 3.9%
- ・ケアを担っている理由：親が仕事で忙しい 29.7%  
親の病気・障害・入院など 20.7%  
ケアをしたい 19.1%
- ・悩みや不満を話せる人がいない 25.4%

責任が重いケアや長時間・継続的なケアの影響

子どもらしい生活を送れない  
学校を休みがち

相談できず  
孤立・孤独

進学や望む仕事を  
あきらめる

**人生の見通しが持てず、将来に不安を抱えた子どもや若者が増える**

### 課題

#### ① ケアの負担を軽減するサービスの提供体制の構築

家事支援、学習支援、弟妹の世話などのサービスにつなげる体制が整備されていない

#### ② 気軽に相談できる地域の相談体制の構築

ヤングケアラーが相談できる学校以外の場が不足している

#### ③ 地域での発見・把握から支援に向けたつなぎ役の育成

地域でヤングケアラーを早期に発見・把握し、学校や支援機関へのつなぎ役がない

# 令和4年度 埼玉県ヤングケアラー関係事業

	県福祉部地域包括ケア課	県教育局人権教育課	県社会福祉協議会
広報啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 11月ケアラー月間（取組内容検討中）</li> <li>■ ケアラー支援宣言企業の募集</li> <li>■ ヤングケアラーハンドブックの配布</li> <li>■ 県民向け啓発リーフレットの配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヤングケアラーサポートクラス</li> </ul>	
支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヤングケアラー支援推進協議会</li> <li>■ ヤングケアラー支援コーディネーター</li> <li>■ SNSによる相談窓口</li> <li>■ オンラインサロン</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヤングケアラー支援推進協議会</li> <li>■ ヤングケアラー支援コーディネーター</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども食堂・未来応援基金</li> <li>■ モデル市町村社協への助成事業</li> </ul> </div>
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域向け研修（主任児童委員、民間支援団体等向け）</li> <li>■ 関係機関向け研修（高齢、障害、市町村、社協等向け）</li> <li>■ ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会</li> <li>■ 出前講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会</li> <li>■ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域向け研修（主任児童委員、民間支援団体等向け）</li> </ul>

# 地域でまるごとヤングケアラー支援体制整備事業（うち県社会福祉協議会への委託事業）

関係機関のネットワークの構築、連携強化により、市町村地域におけるヤングケアラーの早期発見や支援体制づくりを推進する。

## ①ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営

〔構成員〕

- 行政、社協、教育委員会、民間支援団体等
- ・ヤングケアラー支援に関する地域における支援体制の整備や生活支援サービスの創出・拡充などを検討
- ・検討内容を全体会で県内市町村へ発表

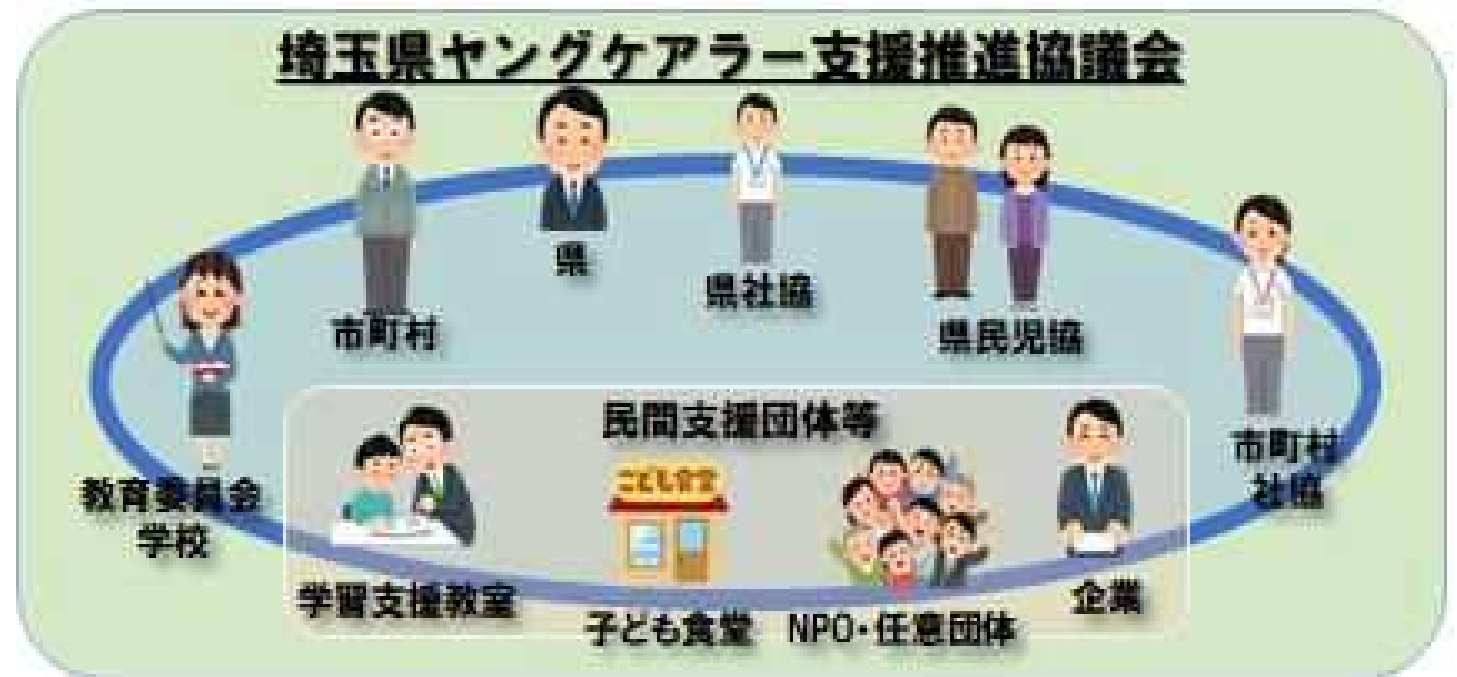
## ②ヤングケアラー支援コーディネーター配置

- ・支援体制や生活支援サービスに関する市町村・市町村社協との意見交換・助言等
- ・事例収集及び「手引き」の作成

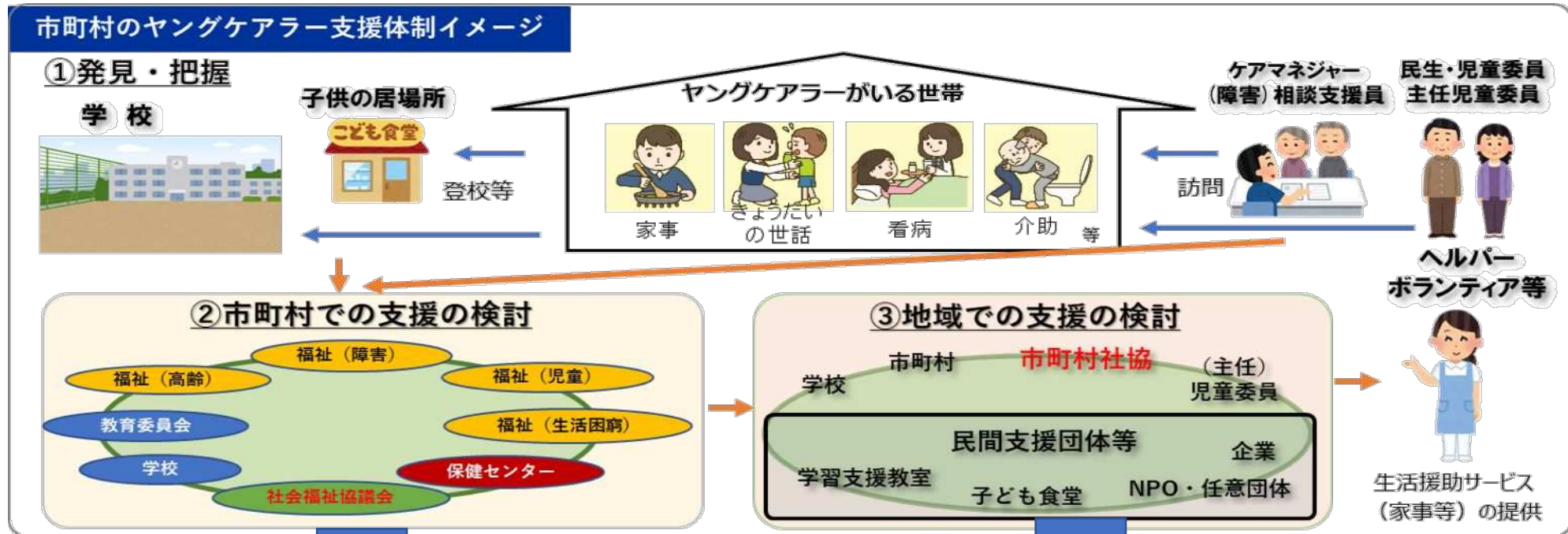
## ③ヤングケアラーの早期発見・把握の体制づくり

地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、主任児童委員や民間支援団体等向けに研修を実施（県内4カ所）

### 協議会イメージ



# ヤングケアラー支援体制のイメージ



## 市町村行政におけるヤングケアラー支援体制の構築

- ・実態調査、支援のため広報、普及啓発
- ・早期発見・把握のための関係機関（教育、福祉、医療等の専門職）向け研修
- ・相談窓口の設置  
例：総合相談支援体制の整備  
SNS相談、子ども相談窓口 等
- ・相談者（世帯）への支援調整・サービス提供、地域における生活支援との連携
- ・制度の狭間の対応検討（サービス創設等）

連携  
協働

## 各地域におけるヤングケアラー支援体制（地域づくり）の構築

- ・ヤングケアラーを支える支援団体・関係機関のネットワーク化（顔の見える関係づくり・情報共有）
- ・相談内容に応じた、支援団体や公的機関への適切なつなぎ
- ・子どもの居場所、学習支援、家事支援等の生活支援サービス実施団体への支援（立上げ・運営の相談、経済支援 等）
- ・ボランティア、活動協力者の確保・育成
- ・課題対応のための新たな支援活動の創設



# 地域でまるとヤングケアラー支援体制整備事業 年間スケジュール

事業	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県推進協議会	第1回 (6/16)		第2回 (8/2)		第3回 (10/6)				第4回 (2/17)	
全体協議会						全体会 (※)				
手引き作成	→完成									
研修			8/31 川越	9/8 越谷 下旬 北部	上旬 南部					

ケアラー月間

※全体会では

協議会に参加していない市町村、社協、主任児童委員、子どもの居場所運営者等を対象に、協議会で検討した内容について発表し、全体共有を行う。

## 資料 2

### 埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会 協議の進め方（案）

- 1 ヤングケアラー支援における課題に対する協議（取組方策の検討）  
資料3のとおり



※協議内容を踏まえ、支援体制づくりのポイントや  
県内の取組事例を手引きにまとめる。

- 2 市町村域にヤングケアラー支援にかかる手引き（仮称）の作成  
資料4のとおり

### 3 スケジュール

#### 【第1回】(6/16)

課題及び協議事項の確認

(第2回の協議に向けて、事前に行政・各団体に聞き取りを行い、素案を作成)

※聞き取り候補：富士見市、入間市、鳩山町

#### 【第2回】(8/2)

協議（取組方策の検討）

(第3回の協議に向けて、事前に行政・各団体に聞き取りを行い、素案を作成)

#### 【第3回】(10/6)

協議（取組方策の検討）

#### 【第4回】(2/17)

次年度の取組方策を検討

## ヤングケアラー支援における課題及び協議事項（案）

### 1 ヤングケアラーの理解

#### 【課題（案）】

- ・ ヤングケアラーが抱える問題がまだ正しく理解されていない。
- ・ ヤングケアラーに自身がヤングケアラーである自覚がない。

→学校、医療・保健・福祉専門職、支援団体、地域住民等、ヤングケアラーの理解者を増やすため、また、ヤングケアラー本人や家族が自身の現状を理解するため、それぞれへの啓発が必要である。

#### <協議事項（案）>

- ・ 支援対象者の捉え方、支援の在り方
- ・ 各機関、支援者の立場で実施できること（啓発の取組）、方策

### 2 早期発見・把握

#### 【課題（案）】

- ・ 気づくためのポイントやアセスメントの理解が不足、早期介入の判断が難しい。
- ・ 発見把握の手法が確立されていない。

→学校、医療・保健・福祉専門職、支援団体、地域住民等における、発見のポイントを整理し、共有する必要がある。

#### <協議事項（案）>

- ・ 各機関、支援者の立場から気づきの視点、発見のきっかけについて
- ・ 早期介入の判断について

### 3 発見時の対応、ヤングケアラーとの信頼関係づくり

#### 【課題（案）】

- ・ ヤングケアラーや家族が支援を望まず、本音を隠すことがあり、意思や希望を確認できない。

→周りの大人がヤングケアラーに気づいた時に、子どもの気持ちに寄り添い、ヤングケアラーの家庭での役割や本人の思いを理解するなど、困ったときには相談できるよう信頼関係をつくる必要がある。

#### <協議事項（案）>

- ・ 各機関、支援者の立場から、子どもと家族との信頼関係づくりのポイント、工夫について

### 4 市町村（行政）における相談窓口、各関係機関の連携・調整

#### 【課題（案）】

- ・ 相談窓口が不明確。気になる子どもをキャッチしても、つなぎ先がわからない。
- ・ 各関係機関の連携体制が不十分。責任をもって支援する機関が明確でない。

→相談窓口を明確にし、多機関連携の場づくりが必要。そのためには、幅広い関係者間を橋渡しするコーディネート機能が必要

→個別ケース関係者のみで行う会議、地域課題を検討する全体会議など、目的に応じて柔軟に場を設定することや、既存会議体を活用することが必要

<協議事項（案）>

- ・各行政における相談窓口（本人・家族向け、連携機関・支援者向け）の現状と方策
- ・学校、社協、支援団体が発見した場合の対応
- ・多機関連携の場、調整役の現状と方策

## 5 個人情報の取扱いについて

【課題（案）】

- ・学校、福祉専門職等（自機関）が抱えこみ、支援の幅が広がらない。

→個人情報の取扱方法を整理する必要がある

<協議事項（案）>

- ・各機関、支援者の立場での個人情報の取扱いの現状、工夫
- ・本人・家族同意の取り方、子どもを中心においた支援のための情報共有の方策

## 6 地域における連携体制の場づくり・調整

【課題（案）】

- ・関係機関、支援団体との連携が十分でない。

→関係機関、支援団体のネットワーク化・プラットフォームづくりが必要

関係機関、支援団体との連携を図るための調整役が必要

<協議事項（案）>

- ・社協、支援団体における関係機関、支援団体のネットワーク化の現状と方策
- ・関係機関、支援団体との連携にかかる調整役の現状と方策

## 7 ニーズに応じた生活支援サービスの創設・拡充

【課題（案）】

- ・気軽に相談できる場や家事支援等、直接的な支援サービスが不足
- ・支援活動の立ち上げ、継続のための支援策が不足（人材、場所、ノウハウ、財源等）

→ニーズに応じた生活支援サービスや支援活動の創設、既存サービスの拡充が必要

<協議事項（案）>

- ・当事者の集い（ピアサポート）の立ち上げの手順、運営方法
- ・必要な支援の検討（外国人支援、きょうだい支援、家事支援 等）
- ・支援の拡充・継続する工夫、企業等との協働

## 「市町村域におけるヤングケアラー支援にかかる手引き（仮称）」について

### 1 目的・活用方法

#### (1) 目的

ヤングケアラーがケアを理由に将来の夢や進路をあきらめることなく、希望をもって生活することができる「誰一人取り残さない」社会をいち早く実現するため、ヤングケアラーへの支援体制整備が急務である。ヤングケアラーがいる家庭は、高齢、障害、生活困窮など、複合的な課題を抱える世帯が多く、中には、各支援制度では支えられない、いわゆる「制度の狭間」への対応も求められる。

そのため、関係機関とのネットワーク構築や連携強化により、市町村におけるヤングケアラーの早期発見や支援提供体制の構築を目指し、体制づくりのポイントや事例をまとめた手引きを作成する。

#### (2) 手引きの対象、活用方法

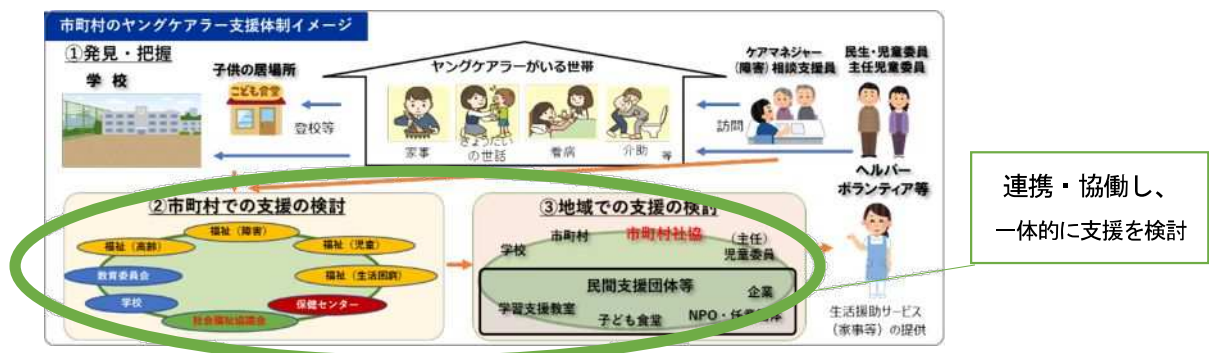
○この手引きの主な対象は、以下のとおりとし、ヤングケアラーに関わる支援者にあわせて、2種類の手引きを作成する。

	主な対象	内容
1	<b>地域活動者向け</b> 主任児童委員、民生委員・児童委員 子ども居場所等の運営者、協力者 地域活動者、ボランティア活動者 企業 等	イラストや図表等を用いて、ビジュアル的に、ヤングケアラーの理解、発見・支援のポイントをまとめたもの。 (A4：10 ページ程度)
2	<b>公的機関向け</b> 市町村担当者、市町村社協担当者 福祉専門職（高齢、障害、児童、生活困窮等） 学校・教育関係者、医療関係者 等	ヤングケアラー支援の流れに沿ってまとめた詳細版。 市町村行政や地域における支援体制づくりのポイント、事例を紹介する。 (A4：50～60 ページ程度)

○各市町村行政の実施体制や社会資源の状況等によって、様々な取り組み方法が考えられる。「手引き 2」では、地域の実情にあわせて、支援体制を検討できるよう、実際の取組事例を紹介し、ポイントをまとめていく。

○随時、更新・変更できるよう、紙媒体の印刷は行わず、PDFデータにて作成することとし、WEB上にて公開、周知を図る。

### 【市町村域における支援体制イメージ】



# 資料5

## ヤングケアラー 理解を深め支援を考える研修会【案】

### 1 趣旨：

地域福祉を支える民生委員や子ども・子育て支援に関するボランティア活動者、児童福祉に関心のある方等に対し、ヤングケアラー問題について正しく理解いただき、ヤングケアラー支援の必要性や発見のポイント、声掛けの際の留意事項などについて学んでいただく。

また、地域で共に暮らす住民ができる支援や応援について、参加者と一緒に考える機会とする。

### 2 研修対象：

主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者、社協職員、地域活動者等（支え合い活動やサロン活動、ボランティア活動者）

※社協職員は、地域包括ケア課・人権教育課共催で実施の研修対象者でもある。

### 3 回数・人数：

全4回・計320人

[1回あたり約80人／1グループあたり6～7人×13G] × 4会場

ただし、会場規模により1回の人数は60人～100人になる可能性あり。

### 4 講師・日・会場

講師	日にち（各日午後）	会場
田中 悠美子氏	8月31日（水）	ウェスタ川越 多目的ホール
田中 悠美子氏	9月8日（木）	越谷サンシティ 展示ホール
（調整中）	9月下旬	北部会場
（調整中）	10月上旬	南部会場

5 タイムスケジュールの目安：

[午後] 2時間30分

時間	プログラム	内容
5分 (5分)	オリエンテーション	開催あいさつ 事務連絡
45分 (50分)	基礎講座	大学講師（研究者）等の講話 ■ヤングケアラーについて基本的な理解。 ■気づくポイント、対応の留意点、つなぎ先等について。
30分 (80分)	ゲストスピーカーから学ぶ	当事者（元ヤングケアラー）の話 ■体験談などから思いを理解する。
10分 (90分)	小休憩	
30分 (120分)	ワークショップ	■自分の周辺や地域活動から、気づきや発見について、グループ内で意見を出し合う。 ■感想や今後の対応について等。
28分 (148分)	全体フィードバック まとめ	■グループ内の話を全体で共有し、講師やスピーカーのコメントをもらう。
2分 (150分)	閉会	事務連絡

# ヤングケアラー & 若者ケアラーの集い

大切な人を支える  
君も大切なんだ



care cafe  
りく  
碧空

## ケアカフェ 碧空 “りく”

### ケアカフェ 碧空 “りく” とは

高齢や病気、障がいのある家族のケアやきょうだいの面倒をみるなどをしてきた子ども・若者たちヤングケアラーの会話、交流、情報交換などを行う集いです。自分のことを語っても、参加者の話を聞くだけでもかまいません。同じような経験をしてきた仲間と出会ってみませんか？

### ★ ケアカフェ開催 ★

【日時】 毎月第二水曜日 21時～22時30分

【場所】 オンライン開催（ZOOM参加）

【内容】 前半：リレートーク（体験談）  
後半：おしゃべりタイム

### お問い合わせ

祖母の介護の経験からケアカフェを始めました  
ケアカフェ 碧空 代表 野口まで  
mail : carecafe.riku@gmail.com

詳しくは  
各コードから！



ウェブ  
サイト





## ケアカフェ 碧空 "りく"

代表 野口 由樹 (草加市在住)

書道教室の講師をしています  
筆文字アートの愉しみも拡散中



### 【ヤングケアラーの経験～ケアカフェを始めるまで】

私は、高校2年生から20代末まで認知症の祖母を介護していました。当時は周囲に悩みや辛さを話せず、生活の中心が介護になっていたとき、『ケアラー=介護者』や『ケアラーズカフェ』という言葉を知り、まさに私自身のことで、これから必要になっていく場所じゃないかな？という強い印象が残り、今体験しているケア(介護)や将来のこと、楽しいことをお互いに話したり聞いたりできる場をつくれないうという目標を持ちました。

そして2021年8月、『ヤングケアラー・若者ケアラー』の当事者に向けて、自分自身の経験を活かせるよう《ケアカフェ碧空"りく"》を草加市を拠点に始めました。

### ケアカフェの船出に向けたメッセージ

頼ることも自立の一歩です。分り合える仲間との出会いは支えあいが生れます。若い力に期待しています。

-----齋藤 幸子さん(草加市認知症をケアする家族の会 代表世話人)

誰にでも生きがいや楽しみが得られるような活動を望みます。

-----服部 満生子さん(みんなの保健室 陽だまり 代表)

ヤングケアラーにとって安心と希望の集い場になりますように。

-----村松 治子さん(介護者の集い オアシス 代表)

# がんばりすぎで、ひとりで、頑張りがすぎでない？

家族のことや介護のことで、心がモヤモヤしたり、  
しんどい時に誰かに話を聞いてもらいませんか？

きょうだいや、親、祖父母など家族のサポートや  
介護を行っている子どもや家族などからのご相談を  
お受けします。

あなたの守りたいことを尊重しますので、お気軽に  
ご連絡ください。匿名でも大丈夫です。

家族

介護

進路



不安で宿題や勉強が  
集中してできない。



家族の体調が不安定なので、  
あまり家を留守にできない。  
自分だけ遊んだりできない。

学校で家のことを話せない。

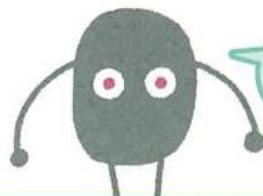


毎日家のことを  
しているから疲れる。  
時間がない。

家族のことだから、  
頑張りたいけど  
つらい時もある。



特別な目で見られたくない。



社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会

福祉なんでも相談 ☎0480-24-0700

相談受付 / 9:00~17:00 (第4土曜日・年末年始を除く)

メール / kukishakyou@kukishakyou.or.jp





# 知ってほしい、ヤングケアラーのこと。

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

令和2年3月、埼玉県で全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」が制定されました。

この条例では、全てのケアラー（介護者等）が個人として尊重され、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう、社会全体で支えていくことを理念としています。

自分自身がヤングケアラーであることを自覚していない、あるいは、周囲に相談できない子どもや若者がいます。

「家族のために頑張っていて、負担がかかっているかな?」と思いあたる子どもや若者に気づいたら、ご相談ください。

久喜市や久喜市教育委員会等と連携して対応していきます。

### 調査したうち・・・

約3割の高校生が「毎日ケアをしている」  
約2割の高校生が「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」と回答しました。

※2020年7月埼玉県ヤングケアラー実態調査より  
(埼玉県内の高校2年生 約55,000人対象)



## 社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会

本 所 / 久喜市青毛753-1 ☎0480-23-2526

菖蒲支所 / 久喜市菖蒲町新堀38 ☎0480-85-8131

栗橋支所 / 久喜市間鎌251-1 ☎0480-52-7835

鷲宮支所 / 久喜市鷲宮6-1-1 ☎0480-58-9131



今日は何～？  
今日は「LINE」👉

**注目**👁️

家族のことで  
悩んでいる人が  
LINE しない可能性  
これ一切ない！

# 当てはまる人いる？

## にイッテミヨ👉

病気や障がいのある  
家族の代わりに  
家事をしている

家族のために  
バイトしている

心の不安定な  
家族の話をしている

家族に代わり、  
幼いきょうだいの  
世話をしている

その他に  
家族のことで  
困っていることがある

が1個でも  
当てはまったら  
LINE や電話してね♪

上の が当てはまる  
お友達がいたら  
このLINE を教えてね！



©Fukaya City

アカウント名  
[深谷市社協★ヤングケアラー相談窓口]  
LINE ID [ @955ullad ]

- ① 友だち追加したらトーク内に悩んでいること教えてね！
- ② トーク内は、他の人には見られないよ。
- ③ 個人情報深谷市社会福祉協議会で厳守するから安心して頼ってね。
- ④ LINE は24時間いつでもOKだよ★（返信は平日の8時30分～17時の間になってしまうけど必ず返すから待っててね。）



深谷市イメージキャラクター  
ふっかちゃん

## 深谷市社会福祉協議会

みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりをしています

🏠 深谷市本住町12-8 (平日 8:30~17:00)

☎ 048-573-6563 (平日 8:30~17:00)

✉ fukaya.casc@gmail.com

【親と子どもの悩みごと相談@埼玉】

ここにも相談できるよ



埼玉県マスコット  
コバトン